

参考

いじめ防止対策推進法（概要）

第一章 総則

- 「いじめ」を「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校（※）に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となつた児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義すること。

※小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）

- いじめの防止等のための対策の基本理念、いじめの禁止、関係者の責務等を定めること。

第二章 いじめの防止基本方針等

- 国、地方公共団体及び学校の各主体は、「いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針」の策定（※）を定めること。
※国及び学校は策定の義務、地方公共団体は策定の努力義務
- 地方公共団体は、関係機関等の連携を図るため、学校、教育委員会、児童相談所、法務局、警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

第三章 基本的施策 / 第四章 いじめの防止等に関する措置

- 学校の設置者及び学校が講すべき基本的施策として、①道徳教育等の充実、②早期発見のための措置、③相談体制の整備、④インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進を定めるとともに、国及び地方公共団体が講すべき基本的施策として、⑤いじめの防止等の対策に従事する人材の確保等、⑥調査研究の推進、⑦啓発活動等について定めること。
- 学校は、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員、心理・福祉等の専門家その他の関係者により構成される組織を置くこと。
- 個別のいじめに対して学校が講すべき措置として、①いじめの事実確認と設置者への結果報告、②いじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援、③いじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言について定めるとともに、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときの警察との連携について定めること。
- 懲戒、出席停止制度の適切な運用等その他のいじめの防止等に関する措置を定めること。

第五章 重大事態への対処

- 学校の設置者又は学校は、重大事態（※）に対処し、同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行うものとすること。
（※）
 - 一 いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
 - 二 いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
- 学校の設置者又は学校は、1の調査を行ったときは、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、必要な情報を適切に提供するものとすること。
- 学校は、重大事態が発生した旨を地方公共団体の長等（※）に報告、地方公共団体の長等は、必要と認めるときは、1の調査の再調査を行うことができ、また、その結果を踏まえて必要な措置を講ずるものとすること。

※公立学校は地方公共団体の長、国立学校は文部科学大臣、私立学校は所轄庁である都道府県知事

第六章 雜則

- 学校評価における留意事項及び高等専門学校における措置に関する規定を設けること。

（平成25年9月28日から施行）

いじめの防止等のための基本的な方針（概要）

- いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）
(いじめ防止基本方針)

第11条 文部科学大臣は、関係行政機関の長と連携協力して、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「いじめ防止基本方針」という。）を定めるものとする。

- 2 いじめ防止基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項
 - 二 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項
 - 三 その他のいじめの防止等のための対策に関する重要な事項

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

- いじめ防止対策推進法制定の意義、基本理念、組織的対策
- いじめの定義、いじめの理解
- いじめの防止等に関する基本的考え方

第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

1 いじめの防止等のために国が実施する施策

- いじめ防止基本方針の策定と組織等の設置等
 - ・ 国の基本方針の策定と、より詳細な指針の策定
 - ・ 法に基づく取組状況の把握と検証（「いじめ防止対策協議会（仮称）」の設置）
 - ・ 重大事態の調査組織等設置を支援するため、職能団体等との連絡体制構築
- いじめの防止等のために国が実施すべき施策
 - ① いじめの防止（豊かな心の育成、子供の主体的な活動の推進、いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保・資質能力向上、調査研究等の実施、普及啓発）
 - ② 早期発見（教育相談体制の充実、地域や家庭との連携促進）
 - ③ いじめへの対処（多様な外部人材の活用等による問題解決支援、ネットいじめの対応）
 - ④ 教員が子供と向き合うことのできる体制の整備

2 いじめの防止等のために地方公共団体が実施すべき施策

- 地域基本方針の策定
 - ・ 国の基本方針を参考に、条例などの形で、地域基本方針を定めることが望ましい
- いじめ問題対策連絡協議会の設置
 - ・ いじめ問題対策連絡協議会を設置することが望ましく、その構成員は、地域の実情に応じて決定
- 第14条第3項に規定する教育委員会の附属機関の設置
 - ・ 地域の実情に応じ、附属機関を設置することが望ましい
 - ・ この附属機関には、専門的な知識及び経験を有する第三者等の参加を図り、公平性・中立性が確保されるよう努めることが必要
- 地方公共団体が実施すべき施策
 - ・ 地方公共団体として実施すべき施策、学校の設置者として実施すべき施策

3 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策

- 学校いじめ防止基本方針の策定
 - ・ 国や地方公共団体の基本方針を参考に、自らの学校として、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向、取組の内容等を定める
- 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織
 - ・ 学校におけるいじめの防止・早期発見・対処等、組織的な対応を行うため中核となる常設の組織。必要に応じて、外部専門家を活用
 - ・ いじめに関するわざかな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを、教職員で抱え込まずにすべて当該組織に報告・相談し、当該組織を中核として組織で対応
- 学校におけるいじめの防止等に関する措置
 - i) いじめの防止 ii) 早期発見 iii) いじめに対する措置

4 重大事態への対処

(1)学校の設置者又は学校による調査

i)重大事態の発見と調査

【重大事態】

- ・いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるととき：児童生徒が自殺を企図した場合等)
- ・いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるととき：不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手

※ 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき：重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる

○調査主体：学校の設置者又は学校

○調査を行うための組織：

- ・この組織は、職能団体や大学、学会からの推薦等により専門的知識及び経験を有する第三者の参加を図り、調査の公平性・中立性を確保するよう努める
- ・学校の設置者が調査主体となる場合：公立学校の場合、第14条第3項の附属機関を調査組織とすることが望ましい。この附属機関は平時からの設置が望ましい
- ・学校が調査主体となる場合：学校に置かれた「いじめの防止等の対策のための組織」を母体とし、事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法も考えられる

○事実関係を明確にするための調査の実施

- ・学校の設置者・学校の、たとえ不都合なことがあったとしても事実にしっかりと向き合おうとする姿勢が重要

ア)いじめられた児童生徒からの聞き取りが可能な場合：いじめられた児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先とした調査実施

イ)いじめられた児童生徒からの聞き取りが不可能な場合：当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取

※ 自殺事案の調査は、「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針」を参考とする。なお、国は当該指針の必要な見直しを速やかに検討する

ii)調査結果の提供及び報告

① いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

- ・学校の設置者又は学校は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する責任を有する
- ・質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめられた児童生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要

② 調査結果の報告

- ・希望に応じて、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見を調査結果の報告に添える

(2)地方公共団体の長等の再調査及び措置

i)再調査

- ・職能団体や大学、学会からの推薦等により専門的知識及び経験を有する第三者の参加を図り、調査の公平性・中立性を確保するよう努める
- ・再調査の主体は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任がある

ii)再調査の結果を踏まえた措置等

- ・再調査の結果を踏まえた必要な措置を講ずる

第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

- ・国は、当該基本方針の策定から3年の経過を目指として、法の施行状況等を勘案して、基本方針の見直しを検討し、必要があると認められるとときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる

長野県いじめ防止対策推進条例〔概要〕

(平成 27 年 3 月 19 日施行)

教育委員会事務局
心の支援課

いじめが、いじめを受けた児童生徒の人権を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあることを鑑み、児童生徒の尊厳を保持するため、いじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策に関し、基本理念を定め、並びに県等の責務及び県民の役割を明らかにするとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、長野県の未来を担う子どもの支援に関する条例と相まって、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、条例を制定した。

「いじめ防止対策推進法」（平成 25 年法律第 71 号）の施行以降、国、県、市町村、学校等では法を踏まえたいじめ防止等のため対策が進められているが、本条例の制定により、いじめの防止等に関する意識の向上を図り、さらに取組を進め、県民総ぐるみでいじめの問題を克服していきたい。

どんな条例なのか？

(_____部分が本県独自の規定や考え方を示しています。)

(1) 目的（第 1 条）

いじめの防止等（いじめの未然防止、早期発見、いじめへの対処）のための対策に関し、基本理念を定め、県等の責務及び県民の役割を明らかにするとともに、対策の基本となる事項を定め、長野県の未来を担う子どもの支援に関する条例と相まって、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進する。

(2) 定義（第 2 条）

- ① 学校…県内にある小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校が該当。
- ② 保護者…親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童生徒を現に監護する者

(3) 基本理念（第 3 条）

- ① 学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすること。
- ② 児童生徒がいじめの防止等に向けた主体的かつ自主的な取組ができるようにすること。
- ③ 関係者の連携の下、県民総ぐるみでいじめの問題を克服することを目指すこと。

(4) 関係者の責務、役割

- ◇ 県の責務　　いじめの防止等のための施策を総合的に策定し、実施する。その際、国、市町村、学校の設置者等の関係者との連携協力に努める。[第 5 条]
- ◇ 学校の設置者の責務　　学校においていじめの防止等のために必要な措置を講ずる。
[第 6 条]

- ◇ 学校と教職員の責務 関係者と連携して、いじめの未然防止と早期発見に取り組む。
いじめを受けていると思われるときは、事実を確認し、適切かつ迅速に対処する（いじめを受けた児童生徒に対する支援、いじめを行った児童生徒に対する指導等）。
教職員の言動が児童生徒に与える影響を認識することの必要性を明記。

[第7条]

- ◇ 保護者の責務 子の教育に第一義的責任を有することから、監護する児童生徒がいじめを行うことのないよう教育を行うこと、監護する児童生徒がいじめを受けたときは適切に保護すること、学校等への協力について明記。 [第8条]
- ◇ 県民の役割 児童生徒が安心して学習等に取り組むことのできる地域社会を実現するため、主体的かつ自主的に取り組むよう努める。 [第9条]

(5) 県における、主ないじめ防止等のための対策

- 「いじめ防止基本方針」を策定する。[第10条] …平成26年3月26日制定。
- 関係機関・団体の連携を図るため、「いじめ問題対策連絡協議会」を設置する。[第11条]
…平成27年5月に設置予定。
- 児童生徒が、いじめ防止に向けて主体的に取り組むための施策を推進する。[第3条2項]
…「いじめ防止子どもサミットNAGANO」（小中学生対象）、「ICTカンファレンス」（高校生対象）の開催。
- 児童生徒、保護者等が安心して相談できる体制の充実を図る。[第12条]
…教職員の資質向上のための研修、スクールカウンセラー事業の拡充、スクールソーシャルワーカー活用事業の充実、「学校生活相談センター」と「子ども支援センター」による連携支援等。
- インターネットによるいじめの防止等のため、学校・保護者間の連携協力を促進する。
[第13条] …単位又は連合PTAへの情報提供及び助言。
- いじめ防止の重要性、相談制度等について啓発活動を実施するとともに、児童生徒の理解を深めるための資料を作成する。…児童生徒向けリーフレット等の作成及び指導資料の提供。

[第14条]

- 県立学校の児童生徒に重大事態（例：生命・心身等への重大被害）が発生した場合には、教育委員会又は学校は、心理、法律等の専門家等による組織を設けて調査を行う。 [第15条]
…「いじめ等学校問題支援チーム」による対応。
- 重大事態への対処及び同種の事態の発生防止のため必要と認めるときは、知事が再調査を行うとともに、総合教育会議において再発防止の措置の協議を行う。 [第16条]
…再調査を行う者（組織）は、その都度判断する。

長野県いじめ防止等のための基本的な方針【概要版】

いじめはどの子どもにも、どの集団にも起こりうる。また、だれもが被害者にも加害者にもなる可能性がある。そのため、いじめを受けた子ども、いじめた子どもだけでなく、観衆としてはやし立てたり、傍観者として見て見ぬふりをしたりした子どもを含むすべての子どもの心身の健全な発達の大いな妨げとなっている。

長野県では、子どもたちがいじめによって辛く悲しい思いをすることがないように、県・市町村・学校・家庭・地域・その他の関係者が連携していじめ問題に取り組む。

一 いじめの防止等のための対策の基本的な方向

◇いじめ防止等の対策の目指す方向

未然防 止：児童生徒が、自他ともに尊重し、人間関係を築くことができるようになるとともに、安心・安全な環境づくりに努める。

児童生徒の自己有用感を培い、自己肯定感を高める。

早期発 見：児童生徒を大勢の大人の目で見守るとともに、児童生徒や保護者が相談しやすい環境を整える。

いじめへの対応：いじめられた児童生徒の心身の安全を第一に、児童生徒の気持ちに寄り添い、学校、家庭、地域その他の関係者が連携して支援・指導を行う。

◇いじめの背景

いじめには様々な要因によるストレスが背景となっている。

- ・児童生徒間の人間関係や教師との信頼関係が築けない。
- ・授業をはじめとする教育活動で、児童生徒が満足感や達成感を十分味わえていない。（学校）
- ・基本的な生活習慣の形成不足。・ふれあいや心の通い合う場面の減少。
- ・相手を思いやる気持ちや規範意識が育ちにくい。（家庭）
- ・人間関係の希薄化、異年齢交流や社会活動への参加の減少により、社会性や協調性が育ちにくい。
- ・情報端末機器の所持率の増加、低年齢化によるトラブルの多発。（地域や社会）

◇見えにくいいじめを積極的に認知

いじめは大人の目に見えにくい。また、「いじめは簡単には解決されない」、「解決が不十分だとエスカレートすることもある」と経験から感じている児童生徒もおり、自分からいじめを訴えない場合もある。そのため、気づかずに見逃したり、ささいなことと見過ごしたりしないように、「いじめ防止対策推進法」の定義とともに、具体的な行為と児童生徒の気持ちを結びつけ、いじめの可能性のある事案を認知の対象とすることが必要である。

『いじめ』とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍しているなど当該児童生徒と一定の人間関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

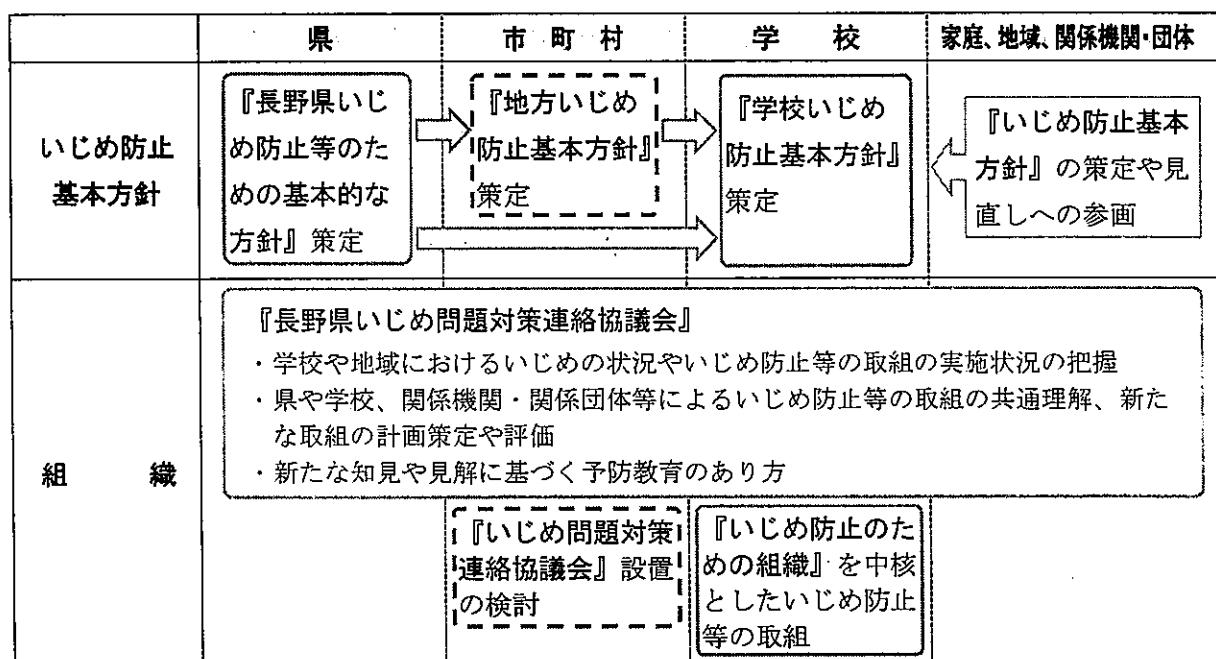
《「いじめ防止対策推進法」第2条》

◇いじめ防止等に関する基本的な考え方

未然防止	早期発見	いじめへの対応
いじめの起きにくい 学校づくり	ささいな変化や兆候も 見逃さない	一人で抱え込まず、 速やかに組織的対応
学 校		
<ul style="list-style-type: none"> ・いじめは絶対に許さないことや命の尊さを理解させる。 ・自己肯定感を高め、ストレス等に適切に対処できる力を育成する。 ・規律ある環境づくりや開かれた集団づくりを行う。 ・ささいなトラブルも人間関係づくりをする機会ととらえて指導する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめを見逃さず、積極的に認知する。 ・児童生徒・保護者との信頼関係を構築する。 ・児童生徒が自ら相談する大切さに気づけるようにする。 ・定期的なアンケート調査、チェックシートの活用、校内外の相談窓口の周知等の充実を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対応マニュアルの充実を図る。 ・児童生徒への指導・支援の方針の共通理解。 ・心理や福祉の専門家の助言や、警察、児童相談所、医療機関、地方法務局等 関係機関との適切な連携。
保 護 者 や 地 域 、 関 係 機 関 等		
<ul style="list-style-type: none"> ・学校の取組を理解し、協力。 ・家庭教育や地域の健全育成の取組などを通じて子どもたちを見守り、かかわる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域では学校と家庭、地域が連携していじめの早期発見ができるような体制を整える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校と連携した指導・支援の理解と協力。

二 いじめの防止等のための対策

◇いじめ防止基本方針・いじめ防止等のための組織



◇いじめ防止等のための取組

	県の取組	市町村の取組	学校の取組	学校と家庭、地域、関係機関・関係団体が連携した取組
未然防止	<p>ア 学校の教育活動充実の支援 ・人権教育、道徳教育、体験学習の充実、児童生徒の自主的活動支援 ・教育活動充実のための人的支援、教員が児童生徒と向き合う時間の確保</p> <p>イ 広報・啓発活動</p> <p>ウ 学校と地域が組織的に連携・協働する体制の整備</p>		<p>ア いじめの起きにくい学校づくり ・日々の授業の充実 ・児童生徒が主体的に取り組む活動 ・体験活動・職員研修</p> <p>イ 「いじめは絶対に許さない」という姿勢の周知</p> <p>ウ 児童生徒のいじめ防止のための主体的活動の活用</p>	<p>○ 学校のいじめ防止等のための取組との連携・協力</p> <p>○ 保護者の役割 ・子どもの教育 ・学校の教育方針の理解と協力、コミュニケーション</p> <p>○ 地域におけるいじめ防止等の取組と連携 ・学校とPTA活動、公民館活動、青少年健全育成事業、児童センターとの連携 ・地域人材の学校教育活動への参画</p>
早期発見といじめへの対応	<p>ア 学校の早期発見・早期対応の取組への支援助言 ・生徒指導上の諸問題の把握</p> <p>イ 相談体制整備 ・相談を受け付ける窓口の整備</p> <p>ウ 学校におけるいじめ問題の状況の把握と適切な措置</p> <p>エ いじめへの対応の体制整備</p>	<p>児童生徒の支援のための弾力的な対応の検討</p>	<p>ア 日常活動を通した早期発見 ・児童生徒と共に過ごし、信頼関係の構築 ・教職員の情報共有</p> <p>イ 相談体制の充実 ・児童生徒が自ら安心して相談できる工夫</p> <p>ウ アンケート・チェックリストの活用 ・児童生徒、保護者、教職員による重層的なチェック</p> <p>○ いじめ対応マニュアルの充実</p> <p>○ 組織的対応の共通理解 ・保護者と連携・協力した児童生徒へのきめ細かな支援・指導の継続</p>	<p>○ 関係機関・関係団体と連携 ・学校と関係機関との日常的な連携 ・スクールサポーター、外部専門家、民間団体の活用</p>
重大事態発生時の対応			<p>重大事態が発生した場合は、いじめられた児童生徒を徹底して守り通すとともに、児童生徒の心情に寄り添い、適切かつ真摯に対応する。</p> <pre> graph TD A["【学校の設置者(教育委員会)】 ・報告 (事案発生・調査結果)"] --> B["・事案発生の報告 【学校】"] B --> C["○児童生徒の安全確保、事実確認・初期対応"] C --> D["・事実関係を明確にする調査 【地方公共団体の長等】 ・必要な場合、再調査"] C --> E["・関係児童生徒保護者への連絡・連携 【保護者】"] C --> F["・必要に応じた関係機関等への連絡・連携 【警察・医療等関係機関】"] D --> G["○児童生徒への継続した支援・指導"] E --> G F --> G </pre>	

三 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

- 県は市町村や設置する学校の、市町村は設置する学校の「いじめ防止基本方針」の策定状況を確認する。
- 国の基本方針の見直し状況、県内のいじめの状況を勘案し、本方針の見直しを行う。